

平成 28 年度

予算概算決定の概要  
消費・安全局動物衛生課

平成 27 年 12 月

農林水産省



## 50 家畜衛生等総合対策

【5,546（5,547）百万円】

### 対策のポイント

畜産振興及び畜産物の安定供給を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

### ＜背景／課題＞

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

### 政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

### ＜主な内容＞

#### 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,873（5,016）百万円

(1) 家畜疾病発生時においても相互に貿易が継続できる仕組みの構築を進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視、国際共同研究による防疫体制の強化等を行います。

また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤を選定し、需要量急増に備えた保管等を支援します。

(2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。

（委託費、補助率：10／10、1／2等）  
委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等

#### 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 457（299）百万円

人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

#### 3. 産業動物獣医師の育成・確保 154（148）百万円

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。

（補助率：1／2以内等）  
事業実施主体：民間団体等

#### 4. 水産防疫体制の充実・強化 63（85）百万円

疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行います。

（委託費）  
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：

1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)  
3、4の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

## 家畜伝染病予防費負担金

【2,308（2,308）百万円】

### 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図ります。

### ＜背景／課題＞

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾病が発生しており、これらの疾病的病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

### 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ① 検査等に必要な資材費、薬品費
  - ② 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費
  - ③ 家畜の伝染性疾病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
  - ④ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 負担率 10／10、1／2（法律補助）

4. 事業実施期間 昭和19年度～

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

## 患畜処理手当等交付金

【923（923）百万円】

### 対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患のまん延防止を図ります。

### ＜背景／課題＞

- ・家畜伝染病予防法に基づき、都道府県は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための措置を講ずることとされています。
- ・平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫、平成26年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ等については、家畜伝染病予防法に基づいて実施したまん延防止措置により、国内の清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、依然として、近隣のアジア諸国を含めた世界各地で、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染性疾患が発生しており、これらの疾患の病原体が我が国に侵入することが危惧されています。
- ・このため、引き続き、家畜伝染病予防法及びこれに基づく特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

### 政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患のまん延防止

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。

#### 2. 交付先

家畜等の所有者

#### 3. 交付率

10／10、1／2（法律補助）

#### 4. 事業実施期間

昭和19年度～

## 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

【931（942）百万円】

### 対策のポイント

我が国のBSE対策の監視を維持し、消費者や生産者の信頼を回復するため、死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。

### ＜背景／課題＞

- ・死亡牛のBSE検査は、BSEの浸潤状況を把握し、飼料規制などのBSE対策が有効に機能しているか確認するために行われるものです。
- ・我が国は、これまでの死亡牛のBSE検査実績の評価を踏まえ、国際獣疫事務局（OIE）総会において、平成25年5月に「無視できるBSEリスクの国」として認定されたところです。
- ・平成27年度から死亡牛のBSE検査対象月齢を24か月齢以上から48か月齢以上に引き上げており、今後も引き続きBSE検査を実施しBSE対策の有効性を確認するとともに、同病の有病率を把握するためにも、国内の監視を継続する必要があります。

### 政策目標

死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）死亡牛のBSE検査に対する助成

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査に対して助成を行います。

##### （2）死亡牛の運搬、処理等に対する助成

死亡牛BSE検査を確実に実施するため、同検査の対象となる死亡牛の運搬、処理等に対して助成を行います。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1／2以内

4. 事業実施期間 平成17年度～30年度

## 家畜生産農場清浄化支援対策事業 【573（715）百万円】

### 対策のポイント

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病の清浄化・発生予防に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

### ＜背景／課題＞

- ・家畜の伝染性疾病の清浄化には地域一体となった取組が重要であり、生産者が主体的に疾病の清浄化対策を進めていくことが必要です。
- ・予防法や治療法がない伝染性疾病（牛のヨーネ病、牛白血病）について、清浄化を図るため、発生農場等における重点的な検査や感染家畜の自主とう汰（ヨーネ病）等を推進することが必要です。また、全国的にはほぼ清浄化を達成した豚のオーエスキ一病についても、清浄性を維持・確認するための積極的な検査等が必要です。
- ・さらに、牛ウイルス性下痢・粘膜病についても、感染した家畜が顕著な臨床症状を呈さないまま感染を拡大させることから、近年、発生頭数が増加するなど問題となっています。このため、発生農場等における重点的な検査や感染家畜の自主とう汰等を通じて清浄化を図ることが急務です。
- ・平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、生産者が遵守すべき飼養衛生管理基準が強化されたことから、同基準に基づく管理を早期に徹底するため、生産者による飼養衛生管理の向上に対する取組を支援することが必要です。

### 政策目標

- 家畜の伝染性疾病の感染拡大防止・清浄化の推進
- 牛ウイルス性下痢・粘膜病の国内清浄化
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 吸血昆虫が媒介する流行性疾病の発生予防

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）疾病清浄化支援対策

###### ① ヨーネ病対策

牛のヨーネ病の清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の重点的な検査及び検査で陽性となった牛のとう汰を支援します。

###### ② 牛白血病対策

牛白血病の感染拡大を防止するため、発生農場等での重点的な検査や共同放牧場での検査及び吸血昆虫の駆除対策等を支援します。

###### ③ 牛ウイルス性下痢・粘膜病対策

牛ウイルス性下痢・粘膜病の清浄化を推進するため、発生農場等の重点的な検査、本病の持続感染牛のとう汰等を支援します。

###### ④ 豚疾病防疫支援対策

豚のオーエスキ一病の清浄性を維持・確認するため、清浄地域における抗体検査等を支援するとともに、国内での豚コレラの発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を支援します。

##### （2）農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

生産者による飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等による衛生指導を受けるための取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1／2以内

4. 事業実施期間 平成28年度～35年度

## 農場生産衛生強化推進事業（拡充）

【18（11）百万円】

### 対策のポイント

HACCPの考え方を取り入れた家畜の飼養衛生管理（農場HACCP）への取組を強化することにより、我が国の畜産物の安全性の一層の向上と消費者の信頼を確保し、畜産物の付加価値や国内外の消費者への訴求力を高めます。

### ＜背景／課題＞

- ・畜産物の安全性を向上させるため、生産農場における衛生管理に、危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を取り入れ、家畜の飼養者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理（農場HACCP）の取組を推進してきたところです。
- ・農場HACCPを定着させるためには、農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を増強することに加え、地域で農場HACCP導入による畜産物の高付加価値化に取り組む農家を増やし、これらの取組事例を周知することが重要です。

### 政策目標

平成30年度までに農場HACCPに取り組む農場及び認証農場を更に拡大（取組農場：約10,000戸、認証農場：約500戸）

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）農場指導員の養成

農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を増強するため、養成カリキュラムの検討・充実や養成研修を実施します。

##### （2）地域生産衛生の高度化支援（拡充）

効率的な農場HACCPの普及のため、農場HACCP導入による高付加価値化に地域で取り組む場合に必要な推進会議の開催費、農場HACCP認証取得のための技術指導に係る経費を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額、1／2以内

4. 事業実施期間 平成19年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292）]

## 家畜疾病診断精度管理向上事業委託費

【19（20）百万円】

### — 対策のポイント —

各都道府県が家畜保健衛生所等の精度管理体制を構築するため、家畜保健衛生所等において精度管理をモデル的に実施し、その結果を検証します。

### ＜背景／課題＞

- ・高病原性鳥インフルエンザ等の重要な疾病を早期に摘発するため、各都道府県の家畜保健衛生所等において精度の高い検査を行うことは、我が国における家畜の伝染性疾患の清浄性維持の観点のみならず、我が国の家畜疾病の診断体制に対する輸出先国の信頼を確保する観点からも必要です。
- ・各家畜保健衛生所等において迅速かつ正確な検査を行うためには、組織的に系統だった精度管理の実施により検査結果に対する信頼性の向上を図ることが重要です。

### — 政策目標 —

平成29年度までに、病性鑑定機能を有する家畜保健衛生所等（全国50か所）に精度管理体制のモデルを構築

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

平成27年度事業で作成した内部精度管理ガイドライン、外部精度管理実施要領等に基づき、家畜保健衛生所等において内部精度管理及び外部精度管理をモデル的に実施し、構築された精度管理体制の結果を検証するとともに、当該検証の結果に基づきガイドライン等の改善を行います。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成27年度～29年度

## 緊急時ワクチン等流通体制構築事業委託費

【6 (6) 百万円】

### 対策のポイント

「動物用ワクチン等保管事業」の保管対象ワクチン等の選定及び保管量を算定するとともに、緊急時における当該ワクチン等の流通体制を構築します。

### ＜背景／課題＞

- ・「動物用ワクチン等保管事業」を実施するためには、ワクチン等の流通在庫の調査、緊急時におけるワクチン等の需要量予測等に基づき、保管対象ワクチン等の選定及び適切な保管量の算定が必要です。
- ・また、緊急時における保管対象ワクチン等の効率的な利用のため、ワクチン等の流通体制の構築が必要です。

### 政策目標

- 「動物用ワクチン等保管事業」の保管対象ワクチン等の選定及び適切な保管量の算定
- 需要急増時に備えた動物用ワクチン等の流通体制の構築

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

- (1) 国内のワクチン等の流通調査・分析及び保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定をします。
- (2) ワクチン等の緊急時流通データベース及びワクチン等の緊急時流通調整マニュアルの整備・更新をします。

#### 2. 委託先

民間団体等

#### 3. 事業実施期間

平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

## 動物用ワクチン等保管事業

【20（32）百万円】

### 対策のポイント

豚流行性下痢のワクチン等について、需要急増時に備えた保管を支援します。

### ＜背景／課題＞

- ・家畜の伝染性疾病が流行し、ワクチン等の需要が急増した場合に、ワクチン等製造メーカーによるワクチン等の供給が円滑に行われなければ、当該疾病が急速にまん延し、畜産物の安定供給に支障を生じる懸念があります。
- ・このような事態を未然に回避するため、製造メーカーが平常時に販売が見込まれる数量以上の一定量のワクチン等を保管し、緊急時に必要なワクチン等を安定的に供給する体制が必要です。

### 政策目標

国が選定する動物用ワクチン等の保管支援及び緊急時における安定供給の推進

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

- (1) ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費等を支援します。
- (2) ワクチン等の保管に必要な冷蔵装置の整備費用を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

## 戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費（拡充） 【76（59）百万円】

### 対策のポイント

国家防疫上重要な家畜の伝染性疾病の監視・早期診断体制を整備します。

### ＜背景／課題＞

- ・家畜の伝染性疾病の発生・まん延を防止するためには、家畜群への伝染性疾病の侵入を監視するとともに、伝染性疾病が侵入した場合に早期に摘発できる検査体制を整備し、適切な防疫措置を講じることが重要です。
- ・このため、国家防疫上重要な疾病について、市販されていない検査用試薬の製造・配布、技術研修等を行い、診断体制を整備するとともに、流行している病原体の特性を踏まえた的確な診断、防疫措置及び原因究明を実施するため、原因となる病原体を収集し、性状解析を行うことが不可欠です。
- ・また、野生動物での伝染性疾病の発生状況を適切に監視することは、家畜群への伝染性疾病の侵入防止対策を講じる上で不可欠であり、また、畜産物を輸出する際に相手国から求められる条件にもなっています。

### 政策目標

- 家畜の伝染性疾病の検査用試薬の製造・配布
- 診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析
- 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
- 野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病の監視体制の整備

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）家畜伝染病早期診断体制整備事業（拡充）

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布  
口蹄疫、鳥インフルエンザ、コロナウイルス病、アルボウイルス感染症等の防疫上重要な疾病的診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、検査用試薬の製造及び配布を行います。

- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化

口蹄疫等の国家防疫上重要な疾病的診断体制整備のための技術研修や確定診断能力を強化します。

##### （2）野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病の感染状況を検査するとともに、得られた結果から、野生動物での疾病的発生状況を評価します。

#### 2. 委託先

民間団体等

#### 3. 事業実施期間

平成26年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）]

## 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会馬術競技場における衛生管理事業委託費（新規）

【17（一）百万円】

### 対策のポイント

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における馬術競技に際し、馬ピロプラズマ病の我が国への侵入及びまん延を防止します。

### ＜背景／課題＞

- ・馬ピロプラズマ病は、ダニによって媒介される馬に貧血、発熱等を起こす伝染病で、我が国での発生は確認されておりません。
- ・本病に対する有効なワクチンや治療法はなく、一度侵入すると常在化するおそれがあり、清浄化は困難な病気です。
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるために、競技場の適切な衛生管理を行い、本病の侵入・まん延の防止を図ります。

### 政策目標

- 我が国における馬ピロプラズマ病の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現によるオリンピック・パラリンピック東京大会成功への寄与

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### 馬術競技場及びその周辺においてダニの生息調査の実施

- (1) 馬術競技場及びその周辺において分布するダニの生息調査を行い、分布するダニを同定します。
- (2) ダニの生息分布状況を踏まえた最適な駆除計画を策定します。

#### 2. 委託先

民間団体等

#### 3. 事業実施期間

平成28年度～30年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)]

## 国際共同研究による重要家畜伝染病対策事業委託費（新規） 【13（-）百万円】

### 対策のポイント

近隣諸国との共同研究により、畜産業に多大な影響を及ぼす伝染性疾病に関する最新の知見を入手し、我が国の防疫体制を強化します。

### ＜背景／課題＞

- ・近隣諸国・地域では、畜産業に多大な影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生が継続しており、我が国への侵入リスクは依然として高い状況にあります。
- ・本病の発生予防及び侵入・まん延の防止のためには、我が国単独の取組のみならず、近隣諸国と連携し対応することも不可欠です。

### 政策目標

- 我が国を含む東アジア地域での鳥インフルエンザ発生件数を最小限に抑制
- 口蹄疫ワクチンのより効果的な選択方法及び簡易検査法の確立による口蹄疫に対する防疫体制の強化

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）鳥インフルエンザ（AI）関連

- ① 我が国及び近隣諸国それぞれにおいて、農場周辺における小型野生動物の生息調査を行い、これらの動物のAI流行株に対する感受性試験を実施します。また、AI流行株の遺伝子学的解析を実施して、近隣諸国とそれらの結果について共有します。
- ② 我が国及び近隣諸国それぞれにおいて、農場への侵入リスクが高まっている地域を中心として、野鳥におけるAIウイルスの保有状況を監視して、近隣諸国とそれらの結果について共有します。

##### （2）口蹄疫関連

- ① 家畜から分離されたウイルスに対する口蹄疫ワクチンの効果を判定する方法を検証し、迅速かつ的確に口蹄疫ワクチンの選択ができるようにします。
- ② 近隣諸国と連携して、開発中の口蹄疫簡易検査法の有効性を野外において確認し、迅速な診断体制を構築します。

#### 2. 委託先

民間団体等

#### 3. 事業実施期間

平成28年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

動物疾病基幹診断施設のISO 17025等  
外部精度管理支援事業（新規）

【16（一）百万円】

――対策のポイント――

我が国の診断・検査体制への信頼性の向上のため、動物疾病基幹診断施設の外部精度管理を支援します。

〈背景／課題〉

- ・動物衛生に係る国際機関である国際獣疫事務局（OIE）が認定する基幹診断施設は、国際的な診断技術の標準化及び防疫体制の確立に貢献するとともに、国内における確定診断、技術普及等においても先導的な役割を果たしています。
- ・OIEはこれらの基幹診断施設に対し、平成29年までに検査の精度管理のための外部認証となるISO 17025等を取得することを要件としています。
- ・また、我が国の畜産物の輸出を促進するためには、我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の確保が必要です。

――政策目標――

- 基幹診断施設のISO 17025等の取得
- 動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進  
(牛肉については2020年までに輸出額250億円を目標)

〈内容〉

1. 事業内容

ISO 17025等の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成28年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)]

## 消費・安全対策交付金（ソフト）における 家畜衛生の推進（拡充）

【消費・安全対策交付金 1,810（1,789）百万円の内数】

### 対策のポイント

地域の自主性を活かし、家畜衛生に関する監視・危機管理体制の整備や生産性を阻害する慢性疾病等の被害低減対策等の取組を進めます。

### ＜背景／課題＞

- ・畜産物の安全性向上のみならず、畜産農家の所得増加・経営安定を達成するためには、家畜の伝染性疾患による損失の防止が不可欠であり、地域において積極的に事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・特に、喫緊の課題として、家畜保健衛生所が行う家畜の伝染性疾患の診断の迅速性及び信頼性の向上を図るための取組、鳥インフルエンザの発生のおそれが高いまっている場合に養鶏主産地域にある野鳥の飛来地周辺での緊急消毒等を推進する必要があります。

### 政策目標

家畜伝染病が発生した場合において、まん延防止措置を適切にできていなければまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）監視体制の整備（拡充）

家畜衛生関連情報の収集、動物由来感染症等のモニタリングの実施・検査体制の整備、飼養衛生管理基準の農家への普及や特定家畜伝染病防疫指針等に基づく農家に対する指導、検査機器の校正等を実施するとともに、全ての家畜保健衛生所において遺伝子検査が実施可能な体制の整備を支援します。

##### （2）危機管理体制の整備

防疫演習の実施、と殺家畜の輸送体制の構築、都道府県や大学等の広域的な連携の推進等による病性鑑定ネットワーク体制の構築等の取組を支援します。

##### （3）家畜衛生対策による生産性向上の推進

地域で課題となっている生産性を阻害する慢性疾患等について、発生状況の調査、農家に対する管理指導研修、その他関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等疾病による損失防止の取組を支援します。

##### （4）畜産物の安全性向上

畜産物の安全性向上を図るため、生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理の普及・定着等による畜産物の高付加価値化の取組を支援します。

##### （5）農場バイオセキュリティの向上（拡充）

地域一体となった、防鳥ネットの設置等野生動物の侵入防止・駆除、消毒用機器等の資材の整備等、農場のバイオセキュリティの向上による経営安定の取組を支援します。

また、都道府県が指定するPED特別防疫対策地域において実施される地域の緊急消毒等に加え、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生のおそれが高いまっている場合に養鶏主産地域にある野鳥の飛来地周辺での緊急消毒等の取組を支援します。

#### 2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

#### 3. 交付率 9／10以内、1／2以内、1／3以内

#### 4. 事業実施期間 平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)]

## 消費・安全対策交付金（ハード）における 家畜衛生の推進（拡充）

【消費・安全対策交付金 1,810（1,789）百万円の内数】

### 対策のポイント

地域の自主性を活かし、家畜保健衛生所が適切な病性鑑定を実施するためには、必要な施設整備や、地域における疾病のまん延を防止するために必要な施設整備の取組を支援します。

### ＜背景／課題＞

- ・畜産物の安全性向上のみならず、畜産農家の所得増加・経営安定を達成するためには、家畜の伝染性疾病による損失・損耗の防止が不可欠であり、地域において積極的に事前対応型の防疫体制を構築することが重要です。
- ・このため、病原体の管理・処理を適切に行うために必要な高度なバイオセキュリティを完備した迅速・的確な病性鑑定を実施するための施設を整備することにより、都道府県における家畜防疫の実施機関である家畜保健衛生所の機能を向上させることが必要です。
- ・また、地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りする畜場・食鳥処理場、家畜市場等の出入口における徹底した消毒が必要です。

### 政策目標

家畜伝染病が発生した場合において、まん延防止措置を適切にできていなければ、まん延させてしまった事例の件数を0件とすること

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### （1）高度バイオセキュリティ対応施設の整備（拡充）

- ① 家畜の伝染性疾病の発生時に迅速かつ安全に病性鑑定を実施するため、高度なバイオセキュリティを完備した検査施設や、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設を有した病性鑑定施設等を整備します。
- ② 近年、重要性が高まっている遺伝子検査について、検査結果に影響が出ないよう交差汚染を防止する環境を整備するため、遺伝子検査専用の検査施設を整備します。

##### （2）地域における車両消毒施設の整備

地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りする畜場・食鳥処理場、家畜市場等の出入口において、車両消毒施設を整備します。

#### 2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

#### 3. 交付率

1／2以内

#### 4. 事業実施期間

平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292）]

## 動物検疫所の検疫事業費（拡充）

【884（787）百万円】

### 対策のポイント

海外からの家畜の伝染性疾病的侵入を防止するとともに、農畜産物の輸出促進に貢献すべく、動物検疫体制の充実強化を図ります。

### ＜背景／課題＞

- ・国際物流の進展、訪日外国人旅行者の拡大等により、国内各地における海外との人や物の動きが一層活発化しています。
- ・一方、近隣アジア諸国をはじめ、海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生が拡大しており、我が国へのこれらの疾病的侵入が危惧されているため、輸出を促進する上でも侵入防止に万全を期す必要があります。
- ・また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは様々な国から馬術用馬の輸入が予定されており、国際基準に合致した検査体制を整備する必要があります。

### 政策目標

- 家畜の伝染性疾病的侵入防止の徹底
- 国際基準に合致した検査体制の整備

### ＜内容＞

#### 1. 事業内容

##### 家畜の伝染性疾病的検疫体制の強化（拡充）

###### （1）増加する訪日外国人旅行者等への総合的な対策の強化

- ① 民間事業者の活用により、成田国際空港及び関西国際空港に検疫探知犬各2頭を増頭し、旅客の携帯品の検査体制を強化します。
- ② 多言語ポスター・リーフレットの事前配布・設置により、訪日外国人旅行者等に対する事前型周知・広報を強化します。

###### （2）国際基準に合致した検査体制の整備

- ① 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえ、レファランス・ラボラトリー<sup>\*</sup>等の海外専門機関での技術習得等により、馬の伝染性疾病的検査体制を早急に構築します。
- ② 家畜の輸出入検査体制を強化するため、検査機器の整備及び検査技術の向上を図ります。

\* レファランス・ラボラトリーとは、国際獣疫事務局（OIE）が疾病毎に認定する国際的な診断助言施設である

#### 2. 事業実施主体

動物検疫所

[お問い合わせ先：消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8295）]

## おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業(拡充) 【45(15)百万円】

### 対策のポイント

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地等で円滑に受け取ることができるよう体制を整備することにより、我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大します。

### <背景／課題>

- ・訪日外国人旅行者数が増加する中、輸出促進や農山漁村の活性化等の観点から、旅行者が安心して円滑に地域の農畜産物を購入し、持ち帰ることができる環境・体制を整備することが重要です。
- ・お土産用農畜産物の持ち帰りの拡大に当たっては、動植物検疫が支障となっているとの声があることから、外国人旅行者が動植物検疫を経て円滑に持ち帰ることができるような検疫手続・体制を整備することが求められています。
- ・また、近年クルーズ船の寄港が増加していることから、クルーズ船を利用する外国人旅行者を対象としたモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい検疫手続・体制を構築することが急務となっています。

### 政策目標

訪日外国人旅行者が、直売所などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地等で受け取ることができる体制を整備します。

### <内容>

#### 1. 事業内容

##### (1) おみやげ販売に取り組む産地における円滑な動植物検疫手続きの実践

「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業(平成27年補正予算事業)」の対象となる産地を対象とし、円滑に動植物検疫手続きが進むよう次の支援を行います。

###### ①産地における防除体系や生産体制の確立

輸出相手国の検疫条件や残留農薬基準等に合った農畜産物の防除体系や生産体制の構築を行います。

###### ②関係者との連携による産地に合った円滑な輸出検疫手続きの構築

円滑な検疫手続きが行われるよう、産地に合った販売・流通の方法を構築します。

##### (2) モデル販売を通じた事業者等が取り組みやすい検疫手続きや体制の確立

クルーズ船を利用する外国人旅行者を対象としたモデル販売を通じて、事業者が取り組みやすい動植物検疫手続き(検疫の受検方法等)や体制を構築します。

#### 2. 事業実施主体

民間団体等

#### 3. 補助率

定額 (ただし(2)のうち簡易な設備等の整備については1／2以内)

#### 4. 事業実施期間

平成27年度～29年度

〔お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課 (03-6744-7168)  
動物衛生課 (03-3502-5994)〕

# おみやげ農畜産物検疫受検手続実践事業

## I. おみやげ販売に取り組む産地と連携した円滑な動植物検疫手続きの実践

「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業」(平成27年度補正予算 4億円)で農産物直売所等を整備した産地を対象に実施

○産地における防除体系や生産体制の確立

持ち帰り先国の検疫条件や残留農薬基準等に合った農畜産物の防除体系や生産体制を構築するための支援

○産地に合った円滑な検疫手続きの構築

外国人旅行者が手軽に持ち帰ることができるよう、旅行業者や宅配業者と連携した円滑な検疫手続きを構築するための支援

おみやげとして海外に持ち帰り

## モデル販売の成果の活用

H27

空港利用客を対象とした  
モデル販売

H27は次のような取り組みを実施

○店頭での輸出植物検疫条件表の  
掲示や検査申請書の記載サポート

○検疫済み農産物を国際宅配便で  
郵送

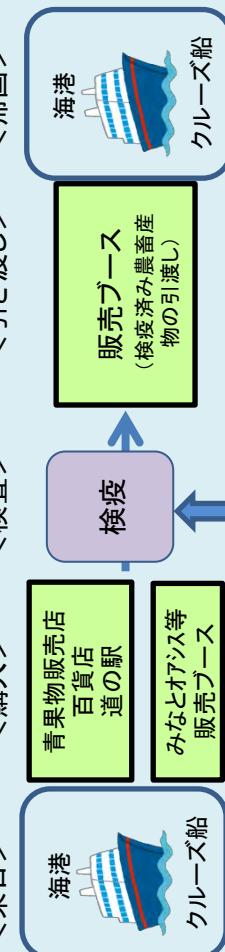
○観光農園等で購入した農産物につ  
いて検疫代行の上、空港で検疫済  
み農産物を引き渡し

## II. モデル販売を通じた取り組みややすい検疫手続きや体制の確立

H28 クルーズ船を利用する海外旅行客を対象とするモデル販売

○モデル販売を通り組みやすい検疫手続き・体制を構築する  
事業者が取り組みやすくなるモデル販売

○来日> <購入> <検査> <引き渡し> <帰国>



市内観光中に検疫を済ませるこ  
とで訪日旅行者の負担を軽減

平成 28 年度

予算概算決定の概要  
消費・安全局動物衛生課  
(国際関連)

平成 27 年 12 月

農林水産省



## “ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障強化事業[継続]

【46（63）百万円】

### 対策のポイント

“ワンヘルス”の考え方の下、鳥インフルエンザ及び狂犬病の対策、獣医組織の能力強化等を行い動物疾病対策及び食料安全保障を強化します。

### ＜背景／課題＞

- ・近年、感染症対策は、感染源（動物、環境）を含む総合的な対策が重要との“ワンヘルス”の考え方の下、国際獣疫事務局（OIE）と世界保健機関（WHO）及び国連食糧農業機関（FAO）が協力した活動を強化しています。
- ・アジアに常在する動物疾病のリスクから、我が国の畜産業、国民の生命と健康を守り、食料安全保障を強化するためには、ワンヘルスの考え方の下で、アジア太平洋地域が連携した動物衛生対策を強化することが不可欠です。

### 政策目標

事業実施期間中のアセアン諸国\*の高病原性鳥インフルエンザの発生件数の年平均値が、事業開始前5年間の年平均値より30%以上減少する。（※発生報告をしていないインドネシアは除く）

### ＜主な内容＞

1. アジアにおける人獣共通感染症対策 16（30）百万円
  - （1）野鳥及び家きんインフルエンザウイルスの調査、ウイルスバンクの設置、ワクチン接種による影響評価とワークショップの開催等を行います。
  - （2）各国の狂犬病対策の有効性評価、情報共有のためのワークショップの開催等を行います。
2. アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化 6（10）百万円
  - （1）発展途上国の獣医組織能力の評価、改善方法等の提案や行政組織のキャパシティビルディングのための研修等を行います。
  - （2）教育プログラムの作成、発展途上国へのOIEリファレンスセンター専門家の派遣、リファレンスセンターへの途上国技術者の招聘（技術指導）を行います。
3. 専門家派遣 23（24）百万円  
事業を推進するため、必要な専門家の派遣を行います。

（拠出先：国際獣疫事務局（OIE）  
事業実施期間：平成25年度～平成29年度）

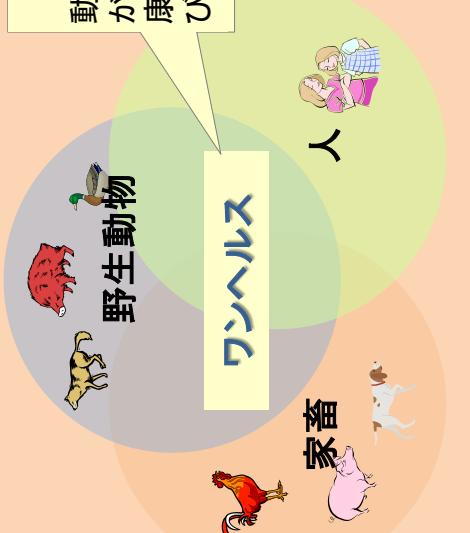
（お問い合わせ先：  
大臣官房国際部海外投資・協力グループ （03-3502-5913）  
消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8295））

# “ワンヘルス”による動物疾患対策・食料安全保障強化事業

## 事業概要・目的

○事業実施期間  
H25～H29

○事業概要  
感染症対策は、感染源（動物、環境）を含む総合的な対策が重要との“ワンヘルス”的考え方の下、アジア太平洋地域の動物疾患対策を強化し、アジアに常駐する動物疾患のリスクから我が国を守ることにより我が国の食料安全保障を強化する。



## 事業イメージ・具体例

### ○アジアにおける人・獣共通感染症対策

野鳥及び家きんインフルエンザウイルスの調査、  
ウイルス・バシクの設置等

鳥インフルエンザワクチン接種による影響評価、  
ワーケーションショップの開催等

各国の狂犬病対策の有効性評価、ワーケーション開催等

### ○アジア太平洋地域の獣医組織能の強化

獣医組織能力の評価、改善方法等の提案、研修等

教育プログラムの作成、OIEリラーンセンター専門家の派遣、途上国技術者への技術指導



## 期待される効果

- 新型・鳥インフルエンザ(AI)のウイルス・バシクを活用した先回り予防対策（これから出現するウイルスの亜型の予測など）への貢献
- AIワクチン接種国におけるワクチンのみに頼らない防疫対策の確立
- 途上国での狂犬病対策の推進、動物疾患診断能力の向上

# 我が国のＳＰＳ関連総合対策プロジェクト[継続] 【177（194）百万円】

## 対策のポイント

- ・我が国の食産業の海外展開促進のため、ＳＰＳ関連の国際基準作成・普及を支援します。
- ・アジア諸国における越境性感染症の清浄化に向けた取組を強化します。

## ＜背景／課題＞

- ・我が国の食産業の円滑な海外展開、動植物の疾病・害虫のまん延防止、食品の安全を確保するためには、各国ごとに異なるＳＰＳ（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）措置の調和を図ることが必要です。このため、国際機関へ専門家を派遣し、ASEAN諸国において人材を育成する必要があります。
- ・アジア諸国では、国境を越えてまん延する動物疾病（越境性感染症）が拡大する危険性が高まっていることから、各国間の協力体制の確立が急務となっています。我が国は、国際獣疫事務局等が構築する「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」の下、東・東南・南アジアの地域単位での清浄化対策を支援する必要があります。

## 政策目標

- 我が国の食産業のニーズに応じたＳＰＳ関連国際基準を策定
- ＳＰＳ関連国際基準の策定・普及を担うASEAN諸国の人材の育成
- 越境性感染症の清浄化に向けた地域防疫計画の策定及び推進

## ＜主な内容＞

### 1. S P S 関連国際基準策定機関の活動支援による国際基準策定の推進

56（56）百万円

ＳＰＳ関連国際基準策定機関に専門家を派遣し、国際基準の策定を支援します。また、国際的なリスク評価機関であるJECFA（食品添加物・汚染物質等担当）及びJMPR（残留農薬担当）によるリスク評価のための会合開催を支援することで、国際基準の策定の迅速化に貢献します。

拠出先：国際連合食糧農業機関（FAO）  
世界保健機関（WHO）  
国際獣疫事務局（OIE）  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度

## 2. SPS関連国際基準の策定・普及に向けたアジア地域プログラムの実施

82(89)百万円

ASEAN諸国において、食品安全や種子の植物検疫に関するSPS関連国際基準の策定に必要なデータ収集等を実施できる人材及び策定された国際基準等を自国内で普及できる人材を育成するためのトレーニングを実施します。

また、事業をコーディネートする専門家を派遣します。

〔拠出先：国際連合食糧農業機関（FAO）  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度〕

## 3. 口蹄疫等越境性感染症の清浄化に向けた取組

39(48)百万円

アジア地域で専門家会合を開催し、口蹄疫等越境性感染症の防疫ロードマップの策定、各国防疫計画の整備を通じ、OIEによる清浄地域認定が受けられるよう支援するとともに、疾病監視を推進し、感染拡大の要因及び各対策等について検討を行います。

さらに、これらを推進する専門家を派遣します。

〔拠出先：国際獣疫事務局（OIE）  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度〕

〔お問い合わせ先：  
大臣官房国際部海外投資・協力グループ（03-3502-5913）  
消費・安全局 食品安全政策課（03-5512-2291）  
植物防疫課（03-3502-5976）  
動物衛生課（03-3502-8295）〕

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト(H27～H31)

## 背景・ニーズ

- ASEANを中心とした世界の食市場への参画
- TPP・EPA交渉に伴う物流活性化
- ASEAN連携に伴うSPS関連の基準化

## 課題

- SPS関連インフラの未整備
- ASEANにおけるSPS関連の基準化
- ASEANにおけるSPS措置の実施が困難

## 目標

- ・途上国における国際基準の普及・実施、制度設計、人材育成
- ・ASEAN諸国との連結性強化
- ・国際基準策定主導（アジア地域と共同）

- 我が国の食産業の海外ビジネス環境整備
- 輸入農産物・食品の安定供給と越境性感染症・病害虫のまん延防止
- 我が国とASEANの協力関係向上、我が国のプレゼンス向上

## 国際基準の策定

1. SPS関連の国際基準策定過程で我が国が国情に沿った基準が策定されるよう、国際機関に対し、積極的な働きかけを実施、リスク評価機関への貢献（非ODA事業）

## 途上国の人材育成

2. ASEAN諸国をはじめとした、途上国において、SPS関連国際基準の策定・普及・支援
3. アジアにおける越境性感染症の清浄化に向けた取組強化（ODA事業）

## 途上国の人材の技能向上

4. 我が国において、高度な検査・診断技術を活用し、SPS関連国際基準策定のため、途上国で育成した人材の技能向上（国内事務費）

## 国際基準策定、普及（SPS措置の制度設計・実施）の総合的な取組を実施

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

## 1. SPS関連国際基準策定機関の活動支援による国際基準の策定の推進 [2] (非ODA)

- I-E 専門家派遣

### 事業概要・目的

- 事業実施期間 H9～H14～

国際獣疫事務局（OIE）本部へ日本人専門家を派遣。  
OIEの策定する国際基準のうち、特に動物及び動物製品の輸出入検疫に係る条件を定める「OIEコード」策定を専門に担当する国際貿易部がOIE本部に新設。日本人専門家は新設当初より当該部署に配属され、OIEコード案のとりまとめ等基準策定業務を実施。

(H27～H31：平成27年度組替新規：5年間)

### 事業概要

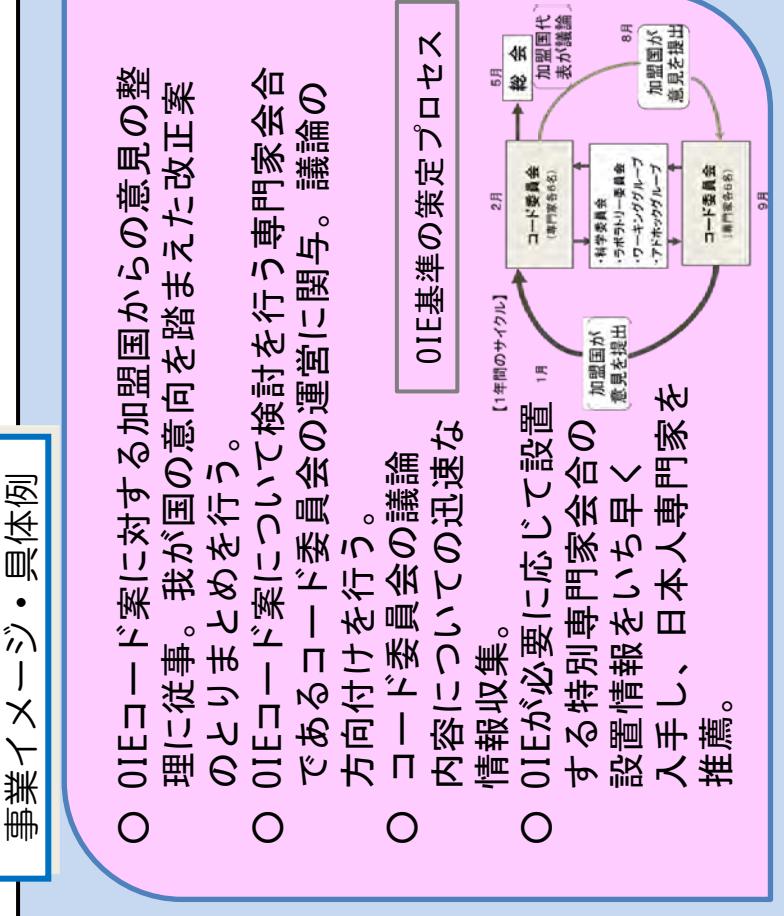
OIEによる国際基準策定に貢献するため、OIE本部への日本人専門家の派遣を行う。



### 事業イメージ・具体例

- OIEコード案に対する加盟国からの意見の整理に従事。我が国の意向を踏まえた改正案のとりまとめを行う。
- OIEコード案について検討を行う専門家会合であるコード委員会の運営に開与。議論の方向付けを行う。
- コード委員会の議論内容についての迅速な情報収集。
- OIEが必要に応じて設置する特別専門家会合の設置情報をいち早く入手し、日本人専門家を推薦。

### 動物衛生分野



### 期待される効果

- 我が国(及びアジア地域)の実情を反映し、我が国が適用可能な国際基準が策定される
- 動物及び動物製品の輸出入の円滑化

# 我が国のSPS関連総合対策プロジェクト

## 3. 口蹄疫等越境性感染症の清浄化に向けた取組 (ODA)

### 動物衛生分野

#### 事業概要・目的

- 事業実施期間  
H3～ :国際獣疫事務局(OIE)アジア太平洋地域事務所(在東京)の活動を支援
- H17～H22 :アジア太平洋地域における越境性感染症対策の枠組み整備、優先疾病の決定、口蹄疫防護計画策定(東南アジア地域)
- H23～H26 :防護計画の検証、東アジア地域口蹄疫防護マップの策定
- H27～H31 :口蹄疫等優先疾病監視を推進、口蹄疫防護計画のOIEによる公式認証等を支援

#### 事業概要

国際獣疫事務局(OIE)と国連農業食料機関(FAO)が立ち上げた「越境性感染症防護のための世界的枠組み(GF-TADS)」の下、アジア太平洋地域内の国、国際機関等の間の協力体制を確立し、口蹄疫等の越境性疾病への対応の強化を行う。

#### 事業イメージ・具体例

##### OIEアジア太平洋地域事務所(在東京)

- 口蹄疫等防護マップを策定
- 口蹄疫等の疾病監視を推進
- アジア地域の途上国が口蹄疫等防護マップに沿って策定する防護計画について、OIEによる認証が受けられるよう支援
- アジア地域各国の口蹄疫清浄地域認定取得を支援
- 越境性感染症に関する科学的知見の取りまとめ及び情報提供を推進
- 越境性感染症対策のほか、動物用医薬品の適正使用、水生動物疾病対策、食品安全等の地域の動物衛生向上に関連する活動を推進

#### 期待される効果

- 各国の協調的な防護対策の推進により、近隣アジア諸国との口蹄疫等越境性感染症の清浄化が進展し、我が国への侵入リスクも低下

## 越境性感染症国際監視強化事業[継続]

【48（55）百万円】

### 対策のポイント

国連食糧農業機関（FAO）動物衛生危機管理センターに専門家を派遣し、越境性感染症の早期発見と封じ込めを支援するとともに、病原体の適正管理による牛疫の再興防止を図ります。

### ＜背景／課題＞

- ・昨今、中国や韓国において発生している口蹄疫、鳥インフルエンザ等の、深刻な経済被害を及ぼす動物疾病が世界各地で発生しています。これらの国境を越えてまん延する疾病（越境性感染症）は一国のみでは効果的な防疫が困難であり、国際的協力により、発生初期に封じ込めることがその世界的なまん延防止に必要です。
- ・FAO動物衛生危機管理センターは、越境性感染症に関して、平時から情報収集を行うほか、それらが発生した際に、発生国政府に防疫措置を提案し、また、G8グローバル・パートナーシップの生物脅威（バイオテロ）への防衛に関する分科会の要請を受け、牛疫の病原体の保持施設の削減を進めます。
- ・我が国は、本事業を通じて、我が国への感染症の侵入防止を通じた畜産業の振興と国民の生命・健康の保護を図るとともに、G8の一員としての国際責務を果たします。

### 政策目標

- 疾病発生国からの緊急支援要請を受け、毎年3カ国以上に対して、防疫措置を提案
- アジア地域の研究機関等に保管されている牛疫ウイルスの特定隔離施設への集積を促進

### ＜主な内容＞

#### 1. FAO動物衛生危機管理センターへの専門家派遣 37（34）百万円

本事業を推進するため、必要な専門家の派遣を行います。

- (1)平常時から、FAOの世界的ネットワークを通じた疾病の早期検知、それに関する詳細な疫学情報の収集等を実施します。
- (2)疾病発生時には発生国からの要請に応じて、専門家チームを派遣して、発生・疫学調査を実施し、発生国政府に対して、適切な防疫措置を提案します。

#### 2. 牛疫ウイルスの保管体制整備 11（20）百万円

- (1)アジア地域を中心に、牛疫ウイルスの保持施設を調査し、特定隔離施設へのウイルスの集積（輸送・保管）又は廃棄を支援します。
- (2)牛疫が再興した場合に備えて、牛疫ワクチンを提供する体制を我が国に整備することで、これら牛疫ウイルス保持施設の削減を促進します。

〔 抱出先：国連食糧農業機関（FAO）  
事業実施期間：平成27年度～平成31年度〕

〔 お問い合わせ先：

大臣官房国際部海外投資・協力グループ（03-3502-5913）  
消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）〕

## 越境性感染症国際監視強化事業 (H27～H31)

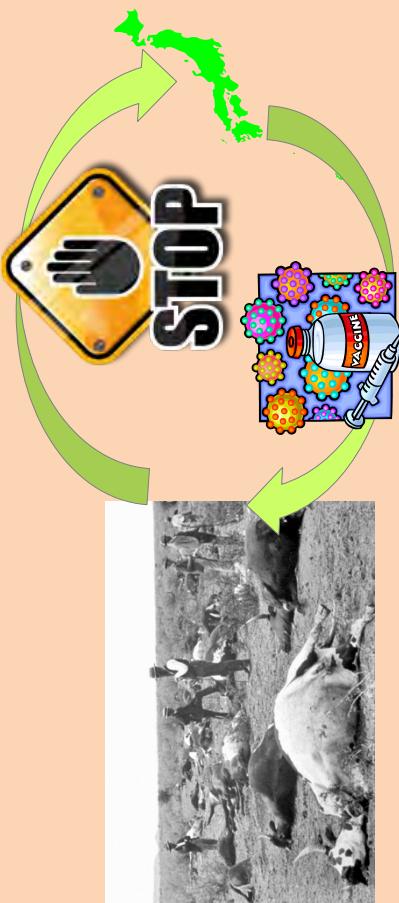
### 事業概要・目的

#### ○事業実施期間 H27～H31

#### ○事業概要

越境性感染症の侵入防止は、一国のみの対策では困難。世界的なまん延防止には発生初期の封じ込めが必要。このため、FAO動物衛生危機管理センターに日本人専門家を派遣し、同センターが行う以下の活動を支援。

- ①有事に備えた情報収集等
- ②疾病発生時の専門家チームの派遣と技術的助言
- ③ワクチン備蓄を含めた牛痘ウイルスの保管体制整備



### 期待される効果

- 海外における疾病発生状況に応じた早期の国内対応
- 途上国における防護措置の確立を通じた我が国への疾病侵入リスクの低下
- 世界の牛痘清浄性の維持、牛痘発生時の早期封じ込めを目的としたワクチンの安定的な供給

### 事業イメージ・具体例

#### ○FAO動物衛生危機管理センターの活動支援



①平時の活動(疾病発生の早期検知、詳細な疫学情報の収集等)

②疾病発生時の活動(発生国の要請に応じた疫学調査の実施と防疫措置の提案)

③アジア地域等の牛痘ウイルスの保管体制整備  
・牛痘ウイルスの保管状況調査、廃棄又は特定施設への輸送・保管  
・万一の牛痘の発生に備え、ワクチンを提供する体制を我が国に整備